

## 第8回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和4年2月14日（月） 午後1時15分から
- 2 場 所 千葉県教育会館 303会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、本田 直久  
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男  
松本 めい子、鈴木 正男、小栗山喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専門委員 松下 平、齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水産課 篠原課長  
鈴木漁業調整班長、鈴木主査、中川副主査  
中川漁船漁業班長、宇都主査
- 漁業資源課 小嶋課長  
山田資源管理班長、五味副主査
- 水産事務所 銚子：永野所長、原田課長  
館山：小森所長、長谷川副主査  
勝浦：信太所長、宮田副主査
- 水産総合研究センター  
梶山次長
- 事務局 石黒副技監、川合副主査
- 4 議事事項
- (1) 千葉海区漁場計画の案について（諮問）
  - (2) 千葉海区漁場計画の案に係る公聴会の開催について
  - (3) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
  - (4) かご漁業（えびかご漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
  - (5) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について（諮問）
  - (6) 令和5年度千葉県漁業権一斉切替基本方針（海区）について（協議）

(7) 第2種共同漁業(すだて漁業)の漁具設置に係る協議について

(8) その他

## 5 審議経過

### 【石黒副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第8回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

### 【石井会長】

皆様には、御多忙の中、第8回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

初めに、元委員の訃報を御報告します。15期から18期まで16年にわたり委員及び専門委員を務められた田谷忠雄氏が、去る1月7日に享年88歳で逝去されました。委員会を代表して、2月1日に執り行われた告別式に、私と副技監が参列してまいりました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、本日は、令和4年に入りまして初めての委員会となります。今年の当委員会では、本日の議題となっております漁業権一斉切替基本方針を皮切りに、来年9月1日に免許される漁業権の切替えに向けた審議が始まります。皆様には、引き続き活発な御審議をお願いいたします。

本日の議案は、「千葉海区漁場計画の案とそれに係る公聴会」、「小型機船底びき網漁業とかご漁業の制限措置」、「くろまぐろ漁獲可能量の変更」などについてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして御挨拶いたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

### 【石黒副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議に出席できない旨連絡のありました委員は、黒沼委員1名でございます。委員定数15名のうち14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

次に、本日の委員会の進め方についてですが、本日は委員会終了後に内湾地区漁業権一斉切替小委員会が開催されることから、時間短縮などのため、朗読は省略させていただきますので、御了承願います。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により石井会長にお願いいたします。

#### 【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。佐久間委員と平島委員にお願いいたします。よろしく願います。

続いて、議題に入ります。

第1号議案「千葉海区漁場計画の案について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

#### 【鈴木班長】

説明概要：市川市・船橋市の令和4年9月1日以降の共同漁業権（短共第1号～第3号）及び8月20日以降の区画漁業権（短区第1号～第9号）に係る海区漁場計画について、従来どおりの内容で諮問するもの。

#### 【石井会長】

ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

よろしいですか。特に御意見もないようですので、質疑を終了します。

なお、本議案の採決につきましては、漁業法第64条第5項の規定により、事前に公聴会を開き、利害関係人の意見を聞く必要がございます。

したがって、本議案の採決は、後日開催する公聴会の後に行いますので、御了承をお願いいたします。

次に、第2号議案「千葉海区漁場計画の案に係る公聴会の開催について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

**【川合副主査】**

説明概要：議案1に係る公聴会の開催について協議するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「千葉海区漁場計画の案に係る公聴会の開催について」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**【石井会長】**

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示をする必要がございますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第3号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

**【中川班長】**

説明概要：平成19年度以降、アサリの外敵生物であるツメタガイの採捕を目的に、

東京内湾の共同漁業権漁場を操業区域として許可されてきた手繰第3種漁業について、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第3号議案「小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第3号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第4号議案「かご漁業（えびかご漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いいたします。

**【中川班長】**

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が令和4年4月30日に満了することから、制限

措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第4号議案「かご漁業（えびかご漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第4号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**【石井会長】**

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第5議案「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について（諮問）」を上程いたします。

漁業資源課から説明をお願いします。

**【山田班長】**

説明概要：漁獲可能量によって管理しているクロマグロの、令和3管理年度の県内融通の取扱い及び変更後の配分案を諮問するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

**【嶋津委員】**

すいません、このたびクロマグロの消化率の向上に当たり、県の漁業資源課におかれましては、いろいろと動いていただき、大変ありがとうございました。

それから、定置網を抱えていらっしゃる岩井富浦漁協の鈴木組合長、鋸南町勝山漁協の平島組合長、それから東安房漁協の佐藤組合長、鴨川市漁協の松本組合長、御理解、御協力のほど、ありがとうございました。

また、県内での融通をし合えるような形をつくっていただき、大変ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

**【石井会長】**

お互いに融通し合い、消化率を高めていけばいいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

具体的な融通の量は、少し分かりづらいところがあるので、地元の水産事務所に御指導を仰いで、それこそお互いに融通し合えるように、よろしく願いしたいと思います。

その他、御質問ございませんか。

特に御質問、御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第5号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更等について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第5号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第6号議案「令和5年度千葉県漁業権一斉切替基本方針（海区）について（協議）」を上程いたします。

水産課から説明をお願いします。

**【鈴木班長】**

説明概要：令和5年9月1日免許予定の漁業権に係る海区漁場計画を定めるため、国の技術的助言やガイドライン等を基本に、改正漁業法等を踏まえて作成した基本方針を協議するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問ございましたらお願いいたします。何かございませんか。

**【清水会長代理】**

保全沿岸漁場の設定についてちょっと教えてもらいたいのですが、資料の47ページ、それから、先ほど1号議案で東京湾北部の漁場計画のときにも説明があったことにも関係するんですけども、47ページの資料を見ますと、（1）のところで、要は「組合以外の受益者に費用負担を求める場合には、原則として設定」という様子に書いてあるのですが、費用負担を求めるかどうかというのが保全沿岸漁場を設定するかどうかの判断材料になると考えて良いのですか。そこだけちょっと教えてください。

**【石井会長】**

水産課、お願いします。

**【鈴木班長】**

はい。費用負担、費用を徴収することは、前段で申し上げたとおりです。

ただ、単なる徴収、組合が受益者からお金を徴収することだけを目的とするのではなく、組合が実施している保全活動、これを自主的な活動だけではなくて、受益者を含めて関係者が一丸となって取り組んでいくこと、そういった関与について負担する費用の額など、これまで不透明な部分、こういったものを、きちんと透明性を持って、

適正化をするために設定していくという部分になります。

**【清水会長代理】**

だから、一丸となって透明性を持ってやっていくために、費用負担を求める場合には考えますという意味ですね。費用負担を求めるのが、イコール保全区域に指定するという事じゃないですね。

**【鈴木班長】**

はい、おっしゃるとおりです。

**【石井会長】**

よろしいですかね。ほかに何か御質問、御意見等ございましたら。

ほかに特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第6号議案「令和5年度千葉県漁業権一斉切替基本方針（海区）について（協議）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第6号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第7号議案「第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置に係る協議について」を上程いたします。事務局から説明願います。

**【川合副主査】**

説明概要：漁業権免許に条件が付されている第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置について、金田漁協の行使統数が1か統増加したほか、従来どおりの内容で協議するもの。

**【石井会長】**

説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見、御質問ございましたらお願い

いたします。何かございませんか。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第7号議案「第2種共同漁業（すだて漁業）の漁具設置に係る協議について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

**【石井会長】**

挙手全員により、第7号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、議題8のその他ですが、皆様、何かございませんか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、水産課から報告をお願いします。

**【鈴木班長】**

（茨城県海面漁業調整規則の改正に係る報告）

**【石井会長】**

ただいまの報告について、質問等ありましたらお願いいたします。何かございませんか。

**【佐久間委員】**

1つよろしいですか。

**【石井会長】**

はい。

**【佐久間委員】**

2ページの一番最後、その他ですけど、水産庁は分かるんですが、検察庁とはどう  
いう打合せをするのですか。

**【石井会長】**

水産課、お願いします。

**【鈴木班長】**

こちらは検察業務といいまして、こういった罰則等の規則改正につきましては、  
検察のほうとその都度、こういった協議を行うと聞いてございます。

**【石井会長】**

よろしいですか。

**【佐久間委員】**

はい。

**【石井会長】**

ほかにございませんか。

**【清水委員】**

ちょっといいですか、1つ。

**【石井会長】**

はい。

**【清水会長代理】**

茨城の規則の改正（案）ですけど、このひき縄釣りの後ろに北緯何度の線とか、  
こういうのも入るのですか。

**【鈴木班長】**

ここにも入る予定です。

**【清水会長代理】**

普通は「このうちの茨城県海区」とか、そういう表現が多いのだけど、ここまで  
かっちり書くんだ。

**【石井会長】**

よろしいですか。ほかに何か御質問等ございましたら。ありませんか。

ほかに御質問等も出尽くしたようなので、会議次第5のその他を終了し、会議次第6  
の事務局連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いします。

**【川合副主査】**

(連絡事項)

**【石井会長】**

それでは、これをもちまして第8回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、  
お疲れさまでした。

午後2時32分 閉会